

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月28日(月) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員(9人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	9番	西原芳明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員(2名) 7番 山田伸二

8番 石橋利明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	諸般の報告
第4	報告第18号 賃貸借の合意による解約について
第5	報告第19号 使用貸借の合意による解約について
第6	報告第20号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第7	議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
第8	議案第27号 農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山智
主査	松木美由紀
主任	平塚恭輔

7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成29年第8回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第8回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、21日の三町の親睦交流会におきましては、何かと暑い中パークゴルフまた懇親会ということで参加された委員のみなさまについては大変ご苦労様でした。8月に入りまして非常にぐずついた天気が続きまして、低温・日照不足等で農作物の生育が心配されましたが、盆明けから天候が回復しまして、今まさにこれから玉葱・イモの収穫が本番を迎えようとしているわけですが何とか今後、農作業にはみなさん十分注意されまして作業が順調に進むことを願いたいと思います。それでは今日の議案について、慎重審議していただき執り進めて参りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、9名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、4番 佐野委員、9番 西原委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長：日程第4 報告第18号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは、報告第18号賃貸借の合意による解約について、ご説明いたします。

今回の案件は、賃貸借の解約が2件であります。議案書をご覧ください。

番号9番【貸主及び借主住所氏名説明】 合意解約する土地の表示等 所在 岩富102番1外1筆、地目 畑、面積合計13,248㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成28年12月1日、終期 平成30年11月30日、全契約地 13,248㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年8月9日です。

番号10番【貸主及び借主住所氏名説明】 合意解約する土地の表示等 所在 最上374番1、地目 牧場、面積1,150,736㎡のうち54,000㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 牧場、始期 平成23年12月27日、終期 平成31年3月31日、全契約地 54,000㎡、合意解約の合意が成立した日 平成29年8月9日です。

9番は、後ほど審議していただきます農地法第3条の規定による許可申請に関するもので、解約の理由は借主の●●●●氏が経営縮小するためでございます。

10番につきましても、後ほど審議していただきます農用地利用集積計画に関するもので、解約の理由は借主の●●●●氏が経営縮小するためでございます。

位置図及び配置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。

報告第18号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声あり】

議長：質問等がないようですので報告第18号については、報告のとおりご了承願います。

議長：日程第5 報告第19号「使用貸借の合意による解約について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第19号使用貸借の合意による解約について、ご説明いたします。  
今回の案件は、使用貸借の解約が1件であります。議案書をご覧ください。

番号11番【貸主及び借主住所氏名説明】 合意解約する土地の表示等 所在  
岩富105番4外1筆、地目 畑、面積合計27,596㎡、使用貸借契約の内  
容 種類 使用貸借権、内容 普通畑、始期 平成28年12月1日、終期 平  
成33年11月30日、全契約地 27,596㎡、合意解約の合意が成立した  
日 平成29年8月9日です。

なお、本申請地は、先ほどの貸借の合意による解約で報告いたしました借主の  
●●●●氏の経営縮小にかかる解約でございます。

位置図につきましては、次のページに添付してございますのでご確認いただきた  
いと思います。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。

報告第19号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

細川委員：1番 細川

議 長：1番 細川委員

細川委員：報告第18号貸借の合意による解約と報告第19号使用貸借の合意による解  
約についてどのような違いがあるのか。

議 長：事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：農地法では貸借の合意解約はありますが、使用貸借は通常親子間の無償によ  
る貸借に使っているもので、もともと農地法には使用貸借による貸借権の解約  
は存在しません。先ほどご説明いたしました●●●●氏は農業者年金を受給し  
ていますが、農業者年金基金の通知により使用貸借の解約があった場合報告す  
るよう義務付けられております。そのため使用貸借についても合意による解約  
をご報告させていただいております。以上です。

議 長：1番 細川委員よろしいですか。

細川委員：はい

議 長：他にありませんか。  
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第19号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第6 報告第20号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題といたします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、報告第20号農地所有適格法人の要件確認結果の報告について、ご説明いたします。

「農地所有適格法人要件確認一覧」をご覧ください。今回報告されました法人は【法人の名称を読上げる】の1件です。  
今回報告されました案件につきましては、全ての項目において、記載のとおり要件を満たしていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長：報告が終わりました。  
報告第20号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。  
【ありませんの声あり】

議 長：質問等がないようですので報告第20号については、報告のとおりご了承願います。

議 長：日程第7 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第26号の農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回2件の申請がありました。議案書をご覧ください。

番号11番【貸主及び借主住所氏名説明】土地の所在 岩富102番1外2筆、地目 記載のとおり、面積合計 13,906㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃貸借、始期 平成29年11月1日、終期 平成39年10月31日、借賃 ●●●●●●円10a当り●●円、設定後事業面積 203,731㎡、申請理由 (貸主) 現在、賃貸借契約をしている借主が、経営縮小するにあたり契約解除をしたため、新たに農地を有効活用するため。(借主) 農業経営の規模拡大及び効率化のため。

番号12番【貸主及び借主住所氏名説明】土地の所在 岩富105番4外1筆、地目 記載のとおり、面積合計 27,596㎡、利用状況 普通畑、契約種類 賃貸借、始期 平成29年11月1日、終期 平成34年10月31日、借賃 ●●●●●●円10a当り●●円、設定後事業面積 231,321㎡、申請理由 (貸主) 現在、賃貸借契約をしている借主が、経営縮小するにあたり契約解除をしたため、新たに農地を有効活用するため。(借主) 農業経営の規模拡大及び効率化のため。

なお、11番につきましては、先ほど報告第18号でご承認いただきました案件に農地を1筆追加して賃貸借をいたします。次のページに移ります

農地法第3条調査書受付番号11番をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第2項第7号までの各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。次に農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、個人の賃貸借でありますので該当ありません。次のページに移ります。

農地法第3条調査書受付番号12番をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第2項第7号までの各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。次に農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、個人の賃貸借でありますので該当ありません。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認くださいと思います。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。

議案第26号について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

議長：質疑を終結します。

これより議案第26号について採決します。

本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第26号は原案のとおり可決することに決定いたします。

議 長：日程第8 議案第27号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは、議案第27号の農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。今回の案件は、所有権移転1件・賃貸借1件の申出がありました。議案書をご覧ください。

番号19番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を移転する土地 所在 東岡247番1外3筆、地目 畑、合計面積 86,681㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成29年8月29日、対価 ●●●●●●円10a当り東岡247番1・247番2・247番5の3筆は●●●●●●円で計●●●●●●円 東岡281番1は●●●●●●円で●●●●●●円 合計で端数処理をしまして 合計●●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買です。

番号20番【利用権の設定をする者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 最上374番1、地目 牧場、面積 1,150,736㎡のうち54,000㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 牧場、始期 平成29年8月29日、終期 平成31年3月31日、借賃 ●●●●●●円10a当り●●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借です。

19番の所有権移転については、平成29年第6回総会のあっせん結果により農地保有合理化事業の買入が望ましいと判断し、第7回総会において、津別町長に対し買入協議の通知をするよう要請していたものです。また、20番の賃貸借については、町営牧場の一部を借入れるもので先ほど報告第18号10番で承認いただきました利用権の設定を受ける者であった、●●●●氏に代わり●●●●氏が新たに借入するものです。

位置図につきましては、次のページ以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議 長：説明が終わりました。

議案第27号について、質疑を求めます。

【ありませんの声あり】

議 長：質疑を終結します。  
これより議案第27号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。  
【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(13時53分)